



かすみがうら市部活動の方針
(改訂版)

令和5年3月

かすみがうら市教育委員会

目次

○ 「かすみがうら市部活動の方針」策定の趣旨	1
1 部活動の基本的な考え	3
2 部活動の活動時間	3
3 学校単位で参加する大会等の見直し	5
4 望ましい運営体制の構築	5
5 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組	6
6 方針・計画・実績の公表と検証	8
7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	8
8 地域移行の推進	9
9 複数顧問制の推進等	10
10 大会等の運営や役員業務の見直し等	10
11 その他	11
○ かすみがうら市部活動 活動計画例	12

○「かすみがうら市部活動の方針」改訂の趣旨

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学教教育の一環として、学習指導要領に位置付けられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。

しかし、少子化に伴う学校の小規模化等により、チームが組めない、生徒の希望する部活動がない事例や、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加している。また、勝利至上主義への傾倒や専門指導者の不在などを背景に、適切な休養を度外視した活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができなくなるといった事例も報告されている。

一方、部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な業務とされており、休日の指導により休養を十分にとることができない状況も見られる。部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、休養はもとより、授業準備等の本務に十分な時間を割り当てられない状況が生じており、もはや学校だけで背負うことは限界にきていると言わざるを得ない現状がある。

今日まで続くこれらの状況を改善するには、部活動改革を含む学校の働き方改革が不可欠である。部活動改革を推進することは、生徒の心身の健全育成はもとより、少子化などにより活動が継続できなくなる問題の解消や、専門的な知識や技術を有する指導者による質の高い指導の提供にもつながる。

このような状況を鑑み、茨城県では、スポーツ庁通知「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「部活動の運営方針」を定めて、適切な休養日や活動時間の上限等を設定することのほか、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備や大会等の見直しが必要であることを示し、部活動改革の取組を開始した。

本市では、令和元年8月に「かすみがうら市部活動の方針」（以下「市活動方針」という）を策定し、市内中学校及び義務教育学校にて部活動を実施してきた。この度、国や県の動向を鑑み、生徒の心身の健全な育成を目指し、併せて教員の負担軽減の観点も考慮し、「茨城県『部活動の運営方針』（改訂版）〔令和4年12月茨城県教育委員会〕」に準じ、市活動方針を改定することとした。

「市活動方針」は、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

◇知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図り、文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。

◇部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。

◇学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

◇部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動である。また、部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものである。これらのことから、学校のエ育目標及び経営方針に基づき、今後も部活動を計画的に実施する。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。そのために、学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供(「学校の部活動に係る活動方針」や部顧問が作成する「年間計画」及び毎月の「活動計画」「活動実績」等)を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。
- (4) 学校は、部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会(仮称)」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間(量)、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

2 部活動の活動時間

(1) 活動時間の上限の厳守

- 1日当たりの活動時間は、平日は2時間、休日は3時間を上限とする。
(ただし、準備、片付け、移動時間は活動時間に含まない。)
- 1週間当たりの活動時間は、11時間を上限とする。

○休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、学校は他の休日に休養日を振替えること。

○祝日が含まれる週や、平日の大会参加等により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限（11時間）の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

○学校は、長期休業中においても、上記の活動時間を設定すること。

（2）朝の活動の原則禁止

○学校は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

○特例（大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合）で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間（朝・放課後合わせて2時間）の上限の範囲内で実施すること。

※「大会等の直前」⇒市総合体育大会・市新人体育大会及び上位大会の1か月前から大会終了まで

（3）休養日の設定

○週当たり平日1日以上、休日1日以上、合計2日以上休養日を設けることを基本とする。

○学校は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1ヶ月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、学校の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

※「上位大会」⇒公式大会（市総合体育大会・市新人体育大会等）を勝ち上がり、出場権を得ることができた大会

○学校は、長期休業中においても同様に休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。

※長期休業中の休養期間	
夏季 休業日	学校閉庁日を含む連続した7日間以上
冬季 休業日	学校閉庁日を含む連続した7日間以上

(4) 休養の必要性の啓発

- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、学校は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案すること。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会参加数の精選

- 学校は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について精選すること。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、学校長に提出すること。

(2) 大会参加に係る事前確認・検証

- 学校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や部顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表すること。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や部顧問の負担が過度になっていないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底すること。

4 望ましい運営体制の構築

(1) 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 学校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底すること。
- 学校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの

運営体制を構築すること。

(2) 費用負担、部活動の位置づけの見直し

○部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、学校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直すこと。

○現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置づけられている場合、学校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行うこと。

○PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、学校長は、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとすること。

○地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮すること。

(3) 部顧問の委嘱等

○部顧問の決定に当たり、学校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮すること。

○学校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をととし、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行うこと。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 部顧問対象研修の設定

○市教育委員会、学校等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定すること。さらに、専門的かつ高度な知

識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす部顧問に対しても、研修の機会を設けること。

○学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力すること。

(2) リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

○運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

○文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(3) 熱中症の予防

○学校は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。

○学校は、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

○市中体連及び市教育委員会、学校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行うこと。やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・

塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

(4) 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底すること。
- 市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行うこと。

6 方針・計画・実績の公表と検証

(1) 方針等の策定

- 市教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」に則り、「市方針」を策定すること。
- 校長は、「県運営方針」及び「市方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定すること。
- 部顧問は、以下の計画及び実績を作成し、校長に提出すること。
 - ア 年間の活動計画（作成後速やかに）
 - イ 毎月の活動計画（次月分を月末までに）
 - ウ 毎月の活動実績（前月分を10日までに）
- 校長は、学校方針・年間の活動計画、毎月の活動計画・毎月の活動実績を学校ホームページへ掲載し公表すること。
- 市教育委員会は、学校の活動計画・活動実績の作成・公表に資するため、様式の作成等により校長及び部顧問を支援すること。

(2) 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底すること。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底すること。

7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 多様な志向への対応

- 校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努めること。
- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望

すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにすること。

(2) 誰もが参加できる活動の工夫

○校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること。

○校長及び部顧問は、地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図るよう努めること。

8 地域移行の推進

(1) 段階的な地域移行

○市教育委員会及び学校は、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行するよう努めること。

○中学校について令和5年度から7年度までを地域移行の改革集中期間とする国の提言を踏まえ、本市でも、中学校においては令和7年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指す。

(2) 部活動時間の縮減等

○市教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じること。併せて、既存の部活動以外に、市や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかけること。

○校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促すこと。

(3) 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

○市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認すること。

○学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、

可能な範囲で協力すること。

9 複数顧問制の推進等

(1) 部活動数の精選と複数顧問制の推進

○校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導を推進するよう努めること。

(2) 部活動指導員の活用

○市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置すること。また、任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後において継続的に研修を行うこと。

(3) 休養日の振替の徹底

○校長及び部顧問は、「2－(3) 休養日の設定」で示した休養日の振替を以下の通り徹底すること。

- ・休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
- ・休日に大会等への参加により連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。

10 大会等の運営や役員業務の見直し等

(1) 大会等の運営の在り方の見直し

○市中体連は、大会の組合せや打合せ会議について、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図ること。

○市中体連は、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築するよう努めること。

11 その他

この方針に定めるもののほか、部活動の運営等に関して必要な事項は、「茨城県『部活動の方針』（改訂版）〔令和４年１２月茨城県教育委員会〕」に則り、市教育委員会で定める。

かすみがうら市部活動 活動計画例（R5年4月～）

※○数字：時間、練：練習、休：休養日、振：振替、試：練習試合等、大：大会等

【平日】 活動時間上限②／週計⑪、休養日1日

月	火	水	木	金	土	日
練②	練②	休	練②	練②	練③	休

※トレーニング効果を高めるため、2～3日ごとに休養日を設定

★大会等で上限②を超過

月	火	水	木	金	土	日
練②	練②	大⑥	休	休	練①	休

⇒週の上限⑪の範囲内で活動

【休日】 活動時間上限③／週計⑪、休養日1日

○練習試合や大会等で上限を超えた分は、他の休日に休養日を振替え

★練習試合や大会等で上限③を超過

1 週		2 週		3 週		4 週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	試⑥	休	振	休	練③	休

⇒次週の週末は時間を③減じる

★大会等を2日間連続で実施

1 週		2 週		3 週		4 週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	大③	大③	振	休	練③	休

⇒次週の週末は両日も休養日

★大会等を2日間連続で実施、かつ上限③を超過

1 週		2 週		3 週		4 週	
土	日	土	日	土	日	土	日
大⑥	大⑥	振	休	振	休	振	休

⇒1週目の超過⑨ →③×3日分振替え

★公式大会等で上位大会に進み、上位大会が1か月以内に控えている場合

○調整の必要から生徒が希望する場合、校長の判断により、平日に休養日を振替え

週	月	火	水	木	金	土	日	計
1	練②	練②	休	練②	練②	地⑥	地⑥	⑳
2	振	振	休	練②	練②	練③	休	⑦
3	振	振	休	練②	練②	練③	休	⑦
4	練①	練②	休	練②	練②	県⑥	県⑥	⑲
5	練②	練②	休	練②	練②	振	休	⑧
6	練②	練②	休	練②	練②	振	休	⑧
7	練②	練②	休	練②	練②	振	休	⑧

※地：地区大会、県：県大会